

＜母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧＞

資金の種類	貸付金の内容	貸付限度額			据置期間 (最長)	償還期限 (最長)	利率	
		学校等種別	通学区分	限度額 (月額・円)				
修学資金	<p>20歳未満の児童が高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校で修学するために必要な費用（授業料、書籍代、交通費等）</p> <p>※日本学生支援機構から奨学金の貸付を受けている方については、奨学金の貸与月額と修学資金の貸付限度額との差額を限度として、貸付を行います。</p> <p>※他の機関の同種の資金との併用は不可となります。</p> <p>※修学資金の貸付けにより修学をする者が、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく高等教育の修学支援新制度による授業料減免又は給付型奨学金（学資支給金）を受けるときは、所定の額から当該授業料減免及び給付型奨学金の額に相当する額を控除した額を限度額とします。</p> <p>※児童扶養手当法施行令第4条に基づく前年所得が682万円（年収900万円）を超える場合は限度額が異なります。</p>	高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	就学終了後 6か月	20年以内	無利子 (原則親が借受人。子が借受人の場合は親等が連帯保証人になること。親が借受人の場合は連帯保証人は不要；修業資金、就職支度資金（児童に係るものに限る）及び就学支度資金についても同様)
				自宅外通学	34,500			
		高等学校	国公立	自宅通学	31,500 (4・5年次は67,500)			
				自宅外通学	33,750 (4・5年次は76,500)			
			私立	自宅通学	45,000			
				自宅外通学	52,500			
		高等専門学校	国公立	自宅通学	48,000 (4・5年次は98,500)			
				自宅外通学	52,500 (4・5年次は115,000)			
			私立	自宅通学	48,000 (4・5年次は98,500)			
				自宅外通学	52,500 (4・5年次は115,000)			
		専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500			
				自宅外通学	78,000			
			私立	自宅通学	89,000			
				自宅外通学	126,500			
		短期大学	国公立	自宅通学	67,500			
				自宅外通学	96,500			
			私立	自宅通学	93,500			
				自宅外通学	131,000			
大学	国公立	自宅通学	71,000					
		自宅外通学	108,500					
	私立	自宅通学	108,500					
		自宅外通学	146,000					
大学院	国公立	修士課程	132,000					
		博士課程	183,000					
	私立	修士課程	132,000					
		博士課程	183,000					
専修学校（一般課程）			49,500					

(次のページに続きます。)

＜母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧（続き）＞

資金の種類	貸付金の内容	貸付限度額	据置期間 （最長）	償還期限 （最長）	利率
就学支度資金	20歳未満の児童が小学校、中学校、高校、大学及び修業施設に入学、入所するために必要な費用（被服費等） ※他の機関の同種の資金との併用は不可	小学校 64,300円 中学校 81,000円 国公立高校・専修学校一般課程 160,000円※ 私立高校・専修学校高等課程 420,000円※ 国公立大学・国公立専修学校専門課程 420,000円※ 私立大学・私立専修学校専門課程 590,000円※ ※自宅通学の場合は、10,000円差引いた額 国公立大学院 380,000円 私立大学院等 590,000円	就学終了後 6か月	就学 20年以内 専修 5年以内	無利子 （修学資金に同じ）
技能習得資金	父母が事業を始めたり、就職するために必要な知識技能を習得するための費用（訪問介護員、パソコン、栄養士等）	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円 運転免許 460,000円	知識技能習得期間満了後 1年	20年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%
修業資金	20歳未満の児童が事業を始めたり就職するために必要な知識技能を習得するために必要な費用	月額 （高3在学で就職希望の児童が運転免許を取得する場合） 460,000円	知識技能習得期間満了後 1年	6年以内	無利子 （修学資金に同じ）
就職支度資金	父母又は20歳未満の児童が就職するために直接必要な費用（被服等の購入費等）	【一般】 100,000円 【特別】 330,000円	貸付けの日から 1年	6年以内	母：保証人有：無利子 保証人無：年1% 児童：保証人の有無に係わらず無利子
医療介護資金	1年以内の医療又は介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるために必要な費用	【医療】 340,000円 【特別】 480,000円 【介護】 500,000円	医療又は介護期間満了後 6か月	5年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%
生活資金	父母が、①知識技能を習得している間②医療若しくは介護を受けている間③母子家庭又は父子家庭になって7年未満④失業して1年以内の生活を安定・継続するために必要な生活費 ※③④については、おおむね6ヶ月以内に経済的自立が見込める方。	【一般】 月額 105,000円 【技能】 月額 141,000円 （但し母が生計の中心者でないとき 69,000円）	知識技能習得後又は医療若しくは介護期間満了後又は失業貸付期間満了後又は生活安定貸付期間満了後 6か月	①技能習得 20年以内 ②医療又は介護 5年以内 ③生活安定貸付 8年以内 ④失業 5年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%
住宅資金	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するために必要な費用	特別 1,500,000円 2,000,000円	貸付けの日から 6か月	6年以内 （特別7年以内）	保証人有：無利子 保証人無：年1%
転宅資金	住居を移転するため住宅の賃借に際し必要な費用（敷金等）	260,000円	貸付けの日から 6か月	3年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%
結婚資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な費用	300,000円	貸付けの日から 6か月	5年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%
事業開始資金	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等）を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金	個人 3,140,000円 団体 4,710,000円	貸付けの日から 1年	7年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	個人 1,570,000円 団体 1,570,000円	貸付けの日から 6か月	7年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%

- この資金の貸付けにあたっては、資金の必要性や返済についての審査があります。審査には日数を要しますので、余裕をもって相談してください。
- 償還の方法は、年賦、半年賦、月賦いずれかの元利均等償還です。
- この資金の償還にあたり滞納があった場合、元利金につき年3%の違約金が徴収します。
- 融資をうけたいときは、事前調査等所要の手続きが伴います。

お問い合わせ先 | 県民センター又は福祉相談センター（申請は市町村の福祉担当課）（8ページ）